

佐賀藩の土木建築規制に関わる法令—里山方并道屋敷方について*

The Laws and Ordinances of the Saga Domain Regarding Public Works and Building Control
Satoyamakata and Michi-Yashikikata*

金澤成保**

By Shigemori KANAZAWA**

In this paper, the author reports the text and its contents of the laws and ordinances relevant to public works and building control established by the Saga domain in the Edo period and clarifies objectives of the provisions. In addition to maintenance enforcement of streets, bridges, canals, trees, and houses of warrior classes, preservation of defense capability and social order of the castle town, restraint of unlawful development on waterfront, and ensuring smooth water flow and water supply are among the objectives of the regulations.

1 はじめに

佐賀藩では、藩政確立に際し初代藩主勝茂が、各種法令を集大成した、いわゆる『鳥ノ子御張』¹⁾を定めているが、今日の土木建築規制に関連する法令としては、第2代藩主光茂の藩政整備にともない元禄4年(1691)に制定された「里山方并道屋敷方」²⁾があげられる。同法令については、すでに一部公表されているが³⁾、断片的であること、また、おもに歴史学的視点からの解説であることから、本稿では、その全文を解説掲載してその内容を明らかにし、それらに示される近世都市佐賀の土木建築規制の背景となる目的について考察する⁴⁾。

各条文には、読点「、」および並列点「・」を加え、別の写本にある異字については()内に表記し、異体字は正字に改め、助詞などに使われた変体仮名は平仮名とした。なお同法令は、計23の条文と後文よりなるが、「里山方」と「道屋敷方」⁵⁾に分けて記載されているため、その区分にそって以下記載・考察をおこなう。

2 里山方

里山方とは、「里山方并道屋敷方」のうち、堀・土手・畦林などの監督を所管する部門で、この法令には里山方として以下の7条が定められている。第1条に、

一 城廻都合并里山方之義(儀)、諸事念を入可申付事
付、道・橋・水道之儀、往還又は萬間二不相成様二能吟
味仕、筋々可申談候、偕又、城廻・内外・支配之
道・橋・堀・川・土手・竹木之有無シ可相改之、自
今以後、何事二ても新儀は、大和請役家老え請差圖
可相調候、此旨、兼て筋々え可申談事

とあり、城廻りならびに所管する事項については、入念にすべきこと、また道・橋・水道、交通その他すべてつかえることのないようよく調べ、監督の対象となる諸施設・竹木など把握し、新たな問題については、担当家老に指示を仰ぐものとしている。第2条では、

一 城堀并惣構え堀、漸々浅ク不成様筋々蕨等可為取事
付、道・橋掃除之塵・埃其外手むさき物、掃不入様可申
付候、堀岸崩候時は時々加修理、不及大破様筋々え
申達、其心遣可仕事

すなわち、城堀および外郭の堀は、浅くならぬよう折りに応じて水草などを取り、道橋掃除のゴミなどは掃き入れぬこと、また、堀岸が崩れた時は、修理し大破に至らぬようにすべきとしている。つづいて、

一 城下、所々番所并堀(塀)柵等無沙汰二無之様、
節々見廻可入念候、尤、及破損候節は筋々申届、急
度致修覆候様可申談候、偕又、掃除等可入念候事
付、城堀二、我等用所之外、一切川船入間敷候、就中、
夜中二船漕行候儀、堅可為停止候、惣て於城堀、夜

*キーワード：佐賀藩，土木建築，法令

**正会員，Ph.D.，大阪産業大学都市環境学科

(大東市中垣内3-1-1，TEL: 072-875-3001，

E-mail: kanazawa@due.osaka-sandai.ac.jp)

白共二船入候時、改之儀三方門・長屋門・裏門番之者、其手寄く二相改候様可申付候、鑿所可定置候、或鑿を取、網を打せ候刻、或普請等之節、其日不仕廻切時、乗捨二不仕其手寄く之番所え相達、其近所え船を繫置、又入候時ハ其役之者ヨリ遂案内、用事相達候様可仕候、且又、多布施川⁶ヨリ城内通り候川船、夜中堅可停止候、右之趣、所々門番之者、又は修理方役者え、其方共ヨリ右之請相守候様二、以書付可申渡置候、偕又、小路中之堀・川ニても夜中むさと不漕行様ゴ可申付事

と第3条にみえ、城下の番所や堀（堀）の柵については、怠りなく見廻り、破損がある場合は修復を命じること、また、城堀には、公用以外の目的や夜間に船を入れぬこと、船を入れる場合は、所轄の警備の者が取調べ、用済後は船を放置しないこと、夜間は他の川・堀とも航行を禁止するよう所轄の者に命じている。第4条では、

- 一 惣て、諸事要害之障二不相成様二可仕候、城中之儀は勿論、内外、支配内之小路・裏町、所々土手・堀・川副之竹・木等不伐荒様二入念、時々令見分、普請不及大破様、其心懸可仕事
- 付、城廻近邊ハ不及沙汰、都合里山方之内、要害之堀・川・土手・畔林之境、兼て入念可相改事

すなわち、防衛の支障にならぬよう、領内の土手・堀・川沿いの竹木は、切らず荒れぬよう検査すること。とくに城廻り周辺や防衛上重要な堀・川・土手・畦林は入念に検査すべきとある。つぎに、

- 一 都合、里山方之本帳渡置事候、然は小路・屋敷并配分地・宮・寺・町方・郷方二有之楠・杉・松、其外之大木伐取度由、地主ヨリ届候時は、相改、無據支二相成候ハ、能遂念（詮）儀候上二て可差免候、但、楠・杉・松・榎・棕ハ用木二も可相成候、尤、難計儀は大和え可請差圖事
- 付、城廻近邊二有之畔林之竹・木、猥二不伐様二、就中、城之方を不伐荒様二、兼て可申付候、若、枯候て見通し候所候半は、大和ヨリ請差圖見計段々可植次事

と第5条にあり、城下町の内外、社寺の大木を伐採する旨届出がある場合、支障ないと判断されれば許可してもよい。楠・杉・松・榎・棕は用材ともなり、判断が難しい場合は、担当家老の指示を受けること。ただし、城廻り周辺、とくに城を臨む畦林はみだりに切らず、枯れた場合は、担当家老の指示を受け、新たに植えることを規定している。第6条は、

- 一 堀并土手・畔林制札之義（儀）、無懈怠可相立候、朽損候時は早々立替可申候、尤、條数跡方に於相替ハ、時々其謂大和え可諸差圖事

堀・土手・畦林の高札は、怠りなく設置し、朽ち破損した場合は、立替えること、本数場所などに変更あれば、担当家老に指示を仰ぐべきとしている。第7条では、

- 一 右、書載之外二窺敷儀於有之ハ、是又、時々大和え得差圖、無緩様可相調事

これらの規定の他、判断を仰ぐ必要があれば、担当家老から指示を受けるべしとしている。

3 道屋敷方

武家屋敷・上水道・城下の道橋などに関する規制を専管事項とする道屋敷方の条文として以下の16条を定めている。第1条には、

- 一 於城廻作出之儀、弥法度二申付候条、給人小路并町屋・在郷、続二堀を埋、新二屋敷を立出、又（ハ）其田畑を屋敷二成候儀、堅可為停止、不依給人・百姓・町人、已来田畑を買取候共、新敷屋敷成候ハ、曲事可申付事
- 但、新二立出候いて不叶、子細有之候ハ、其時大和請役家老え申届候上、我等承何之筋二も可申出候、尤、猥之儀於有之ハ蔵入頭人・屋敷奉行・町奉行・代官間、不念之者を越度可申付候間、兼て、節々立廻相改、無緩様可仕事

とあり、城廻りでの新たな工事は、厳禁であるが、その他領内においても屋敷に隣接する堀を埋め、新たに屋敷を建てること、または、その田畑を屋敷に変えること、田畑を買収して新たに屋敷とすることは、その者の身分にかかわらず違法とする。ただし、とくに事情があれば、担当家老等に申し出ること。違反のないようよく監督し違反の者あれば、所轄の責任者へ出頭させることとしている。つぎに、

- 一 給人、家屋敷をむさと売買仕間敷事
- 但、仕替候ハて不叶儀於有之ハ、屋敷奉行迄申届、以切手代替させ、已後可達耳事

と第2条では規定している。すなわち、家禄を得る武士は、家屋敷を勝手に売買せぬこと。交換しなくてはならない時は、当奉行へ届けさせ、手形をとって替えさせ、その後も報告させることとしている。第3条では、

- 一 給人屋敷之儀、大身成者物陰罷在候てハ不可然候条、漸々身上相応之所二移候様、可仕候、偕又、知行百石ヨリ上之者、在郷仕候儀、兼て法度申付置候事

武家屋敷については、高位・高禄の者が、裏手に構えるのはよくないので、身分に応じた場所に移るようにすること。また、禄高百石以上の者の農村での居住は厳禁としている。第4条に

は、

- 一 給人屋敷二百姓・町人罷在候儀、可為停止候、其外紛敷儀有之候ハ、其小路中より遂兪（詮）儀申出候様、兼て可相達置事

とみえ、武家屋敷に百姓・町人が住まうことを禁ずる。その他紛らわしいことあれば、その地区より評議申し出ることと読める。また、第5条では、

- 一 上り屋敷之儀、時々我等え申聞事
付、上り屋敷有之刻ハ、蔵入頭人ヨリ改候て請取置、其段其方共え申届候様ニ、兼て可相達候、偖又、端々明屋敷無之様可仕事

と規定されており、江戸詰めの者の屋敷については、時々報告すること。屋敷は財務担当の長が管理し、空家がないようにすることとある。つぎに、

- 一 拘屋敷を持候て家をも不相立召置候儀、可為停止、惣て、小路・屋敷掃除等、見苦敷無之様、可申聞事
付、堀垣其所不相応ニ見苦敷候ハ、屋敷主可相改候、其上二ても不調之時ハ、請役家老え可得差圖事

と第6条にあり、屋敷を別途得ても家を構えずそのままにしておくことを禁じ、武家地の道や屋敷は、掃除を怠らず見苦しくならないようにすること。堀垣が不相応で見苦しい場合は、その屋敷主が改めること、なお不調の場合は、担当家老の指示を仰ぐものとしている。第7条では、

- 一 惣て、屋敷割広候付て、堀垣之修理等も不仕切見苦敷候間、此中二屋敷ニて有之を一ツ二成候儀、堅可為停止事

と、敷地が広いからといって、屋敷の堀垣の修理をせず見苦しいままにすること、二つの屋敷を一つにすることは、禁止としている。第8条には、

- 一 南・西・北大堀ニ向候屋敷并大小路之表一通二竹を植候儀、禁止之事

と、南・西・北の城堀に面する屋敷および上級武家地の表通りには、竹を植えぬこととある。第9条では、

- 一 流筋水道之儀、無滞様、兼て稠敷可申付候、縦幅広キ堀川ニても埋候てせはめ候儀、可為停止、幅せまく成候得ハ、水流之障ニ相成候条、流筋ニ埋所於有之ハ、小路方ハ其屋敷主、又蔵入所ハ其支配人え申届、急度如元さらへ候様ニ可申付候、其上二ても及難渋候ハ、請役所え相達可遂兪儀事
付、屋敷境之堀、埋度旨相望候ハ、役者として令見分、

支所無之候ハ、可差免事

とみえ、水道となる流路は滞らぬようにし、幅の広い堀川でも埋めることはならず、幅が狭まると水流の障害となるので、埋ったところがあれば、その屋敷主あるいは所轄の役所に届出て、もとの状態にさうように命ずること、うまくゆかぬ場合は、担当役と評議することとしている。第10条では、

- 一 流水道ヨリ新二脇水取候儀、一切可為停止候、若、取候いて不叶儀有之候ハ、水下之支ニ不相成候哉、其小路中え申談之上ニて屋敷奉行承届、無障候ハ、可差免候、勿論差立たる所之儀ハ、請役所え可得差圖事

付、此跡ヨリ取来候水も元川え流出候様ニ可仕候、偖又、小路・町共ニ浄水不浄水漸々可相改事

水道から新たに脇水を引くことは禁ずるが、どうしても必要な場合は、地区で相談の上、当奉行に届けさせ、下流等への支障がなければ許可してもよい。支障あれば担当役の指示を受けるべきとしているほか、浄水・不浄水を調べるべきとしている。また、第11条には、

- 一 多布施川筋耕作時分、又ハ、年ニヨリ川干落候時、水間候儀有之候条、三方門内小路之儀ハ不及沙汰、於小路・町方も往環其外障ニ不相成様ニ、漸々自分ヨリ井泉を堀立候可申付事
付、多布施川ヨリ城内え流筋之儀ハ不及申、惣て城下水道え穢たる物ハ勿論、塵埃等至迄、一切不入様申付候、若、穢物等流懸居候ハ、其所之屋敷、又ハ、支配所ヨリ捨候様可申付事

多布施川流域が農耕期に入った時期や、川干落⁷⁾の時は下流に水が流れてこないため、城内、城下とも、交通等に支障がでぬよう配慮の上、井戸を掘るようにとある。また、城内・城下の水道に、汚物は勿論、ゴミ塵等一切入れぬように、汚物が滞留している場合は、その屋敷あるいは支配所で処分すべきとある。つぎに、

- 一 城下道・橋損候ハ、相改、蔵入方ヨリ仕来候所ハ、其筋之役者、小路并町ヨリ仕来候所ハ、其所々え相届、急度令修覆、往環之障ニ不相成様可申付事
付、蔵入方ヨリ仕来候堀・垣破損之時ハ、早速其筋々え申達可加修理候、偖又、其所之掃除等之儀、兼て無沙汰ニ無之様に可申談事

と、第12条にある。すなわち、城下の道・橋が破損した場合、それぞれ管轄の者に届けさせ、修復を命じ交通の妨げにならぬようにすべきこと。財務方の管轄の堀・垣は担当の者に修理を命じ、その所の掃除も怠ることのないように、と読める。第13条には、

- 一 従他方之使者、城え罷出候筋、一通堀・長屋兼て見懸不悪様、銘々可申聞候、偕又、普請仕候刻、仮堀懸置候、及数年候得者、見苦候条、此一筋之儀ハ、普請無延引相仕廻、仮堀取除候様時々可申付事

とあり、他の地方からの使者も来訪することから、城へ向かう通り沿いの堀・武家屋敷・長屋は体裁が悪くならぬよう、また、工事の仮堀を長期間設置したままにするのは見苦しいため、工事期間の延長をせず、仮堀を取り除くよう命ずべきとしている。第14条では、

- 一 小路・町共ニ銘々屋敷限二道・橋・堀・川之掃除仕候様可申付事
付、惣て、物捨場ハ、兼て見合空置其所え捨させて申事

と定められ、武家地・町人地ともに屋敷に接する道・橋・堀・川の掃除をすべきこと。ゴミ捨て場は、指定の所とすることある。つぎに第15条では、

- 一 城下地形ひきく所、洪水之節水引兼候条、兼て筋々え申談、能水計致シ漸々不差支様可仕事
付、小路・町共二ひきく（き）屋敷并道筋、其屋敷主として漸々無油断高メ候様可申付事

とみえ、城下の地形の低い所は、洪水時には水に浸かるため、支障のないようにすること。敷地やそれに接する道ともに、その屋敷主が地盤を高めるべきと読める。最後の第16条では、

- 一 泰盛院様⁸⁾御印有之城廻并道絵圖貳品、新絵圖貳品、都て四品渡置候条、無様可入念事

所管すべき絵図面計4品を、念をいれて保管すべきとしている。さらに後文に、

右里山方并城下屋敷道之儀、今度相改、其方共請役二申付候上ハ、自今以後諸事立入、手代之者節々差廻相改、無様可入念也

とあり、以上里山および城下の屋敷・道に関することは、諸事に立ち入り、係りの者を差し向け調査し、違反しないよう入念にすべきとしている。

4 おわりに

同法令には、里山方と道屋敷方の所管の区分や各条文の内容に未整理な面がみられるが、その目的は、第1に、道・橋・堀・川等の公共施設と、武家地屋敷および竹木の管理・監督の

・川等の公共施設と、武家地屋敷および竹木の管理・監督の徹底と、そのための行政系統の整序化にあるといえるだろう。

第2に、防衛機能の保全で、城堀その他の堀川での船利用の監視・規制（里山方第3条）や、防衛上重要な堀・川・土手の保全と城への眺望を妨げる樹木の維持管理の徹底（里山方第3条）が、規定されている。

第3に、居住地の区分・敷地規模や屋敷の外観体裁に示される封建的社会秩序の維持で、身分格式に応じた家屋敷の居住規定（道屋敷方第2、3、4、7条）や、堀垣等の管理の徹底（同第6、7、13条）があげられる。

第4に、水辺や田畑の不法な開発の抑止で、堀川の埋立の禁止（同1、9条）や田畑の住宅への転用を禁じている（同1条）。

第5に、流水機能および上水の確保で、流水の障害となる物の除去（里山方第2条、道屋敷方第9条）、上水道の分流の規制（道屋敷方第10条）、井戸の設置奨励（同11条）に示される。

このような同法令の目的・狙いに加え、城廻りや武家地にかかわる規定が多く、居城および武家地の管理がとくに重要な関心の対象となっていたこと、また佐賀城下が低平地に立地するため、全条文の半数以上の12の条文が河川・堀の管理に関する規定であること、また、地盤の力サ上げを規定していることは（同第15条）、注目すべき点といえる。

最後に、同法令の写本の難解な文字の判読には、佐賀県立図書館の元近世史料編纂室長の江頭英毅氏のご助力をいただいたことを記し、感謝の意を表します。

＜補注＞

- 1) 鳥栖市役所編：佐賀藩法令・佐賀藩地方文書、1971。
- 2) 佐賀県立図書館鍋島文庫蔵：元禄四年光茂様里山方并道屋敷方写。
- 3) 藤野保編：佐賀藩の総合研究、吉川弘文館、1981、pp.321～323、同：続佐賀藩の総合研究、1967、p.58。
- 4) 江戸期の建築規制に関する近年の研究として、丸山俊明、日向進による一連の研究がある。山城国南部における建築規制の転換について、日本建築学会計画系論文集、No.535、2000、京都町奉行所の明和4年12月の触書について、同、No.539、2001、宇都郡山科郷における建築許可の申請、同、No.547、2001、京都町奉行所による建築規制と享保改革、同、No.551、2002を参照のこと。
- 5) 写本の表題には、道の字が省かれ「屋敷方」となっているものもある。
- 6) 佐賀の城下に流入し上水を供給する。
- 7) 川・堀の水をのぞき、川底を浚うこと。
- 8) 初代藩主勝茂の法号。